**平成２７年（フ）第２１０号**
香川県高松市一宮町334―11、住民票上の住所香川県高松市一宮町398番地６
債務者　吉田里香子（旧姓熊野）
1　決定年月日時　平成27年10月19日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　国領　章博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２７年（フ）第２４００号**
大阪府三島郡島本町広瀬３丁目９番７号　グリーンハイツ水無瀬Ⅱ201号
債務者　林　　寿哉（旧姓本條）
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第３５４８号**
大阪市淀川区木川西４丁目３番31号ヴィラミラノⅠ　303号
債務者　田中　好美
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第３６０１号**
大阪府守口市金田町２丁目55番３号
債務者　有留　　始
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第３６２３号**
大阪府高槻市玉川４丁目３番11号
債務者　和田　照一
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第３６７３号**
大阪市住吉区住吉１丁目６番13号　ハイツマツヤマ503号、前住所兵庫県明石市松の内１丁目８番地の22　西明石ヤングパレス206号
債務者　上田　拓也
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第３６８５号**
大阪府池田市空港１丁目１番20号　空港マンション202、前住所兵庫県川西市湯山台１丁目69番地の９
債務者　長山　大地
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第３９５７号**
大阪市平野区長吉長原２丁目１番６号サンヴァリ長吉105、前住所大阪市天王寺区南河堀町９番48―501号
債務者　島﨑美佐保
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第３９８８号**
大阪市大正区鶴町４丁目11番７―303号
債務者　下田由美子
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第４０１６号**
大阪市東淀川区井高野２丁目８番20―304号
債務者　髙木佑規子
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第４０３１号**
大阪市港区弁天１丁目６番32―204号
債務者　村上　和也
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第４１１０号**
大阪府高槻市南総持寺町６番42―108号
債務者　吉田　節雄
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第４１６７号**
大阪府門真市五月田町15番２―303号
債務者　林　真由美
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第２４３号**
函館市大縄町23番７号
債務者　吉田　周一
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
函館地方裁判所

**平成２７年（フ）第２４４号**
函館市住吉町10番13号
債務者　櫻庭眞理子
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
函館地方裁判所

**平成２７年（フ）第２５０号**
函館市千代台町８番25号
債務者　本間和嘉子
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
函館地方裁判所

**平成２７年（フ）第２５５号**
函館市旭町11番17号
債務者　加藤　　勉
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
函館地方裁判所

**平成２７年（フ）第２６１号**
函館市深堀町32番29号
債務者　郷六奈美江（旧姓東・田中）
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
函館地方裁判所